

福岡地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 消費税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国（久留米税務署長）

令和6年6月5日棄却・控訴

判 決

当事者の表示 別紙1 当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求（なお、別紙における略称は、本文及び他の別紙においても用いることとする。以下同じ。）

久留米税務署長（処分行政庁）が令和2年4月27日付けで原告に対してした、別紙2更正処分目録記載の各課税期間（本件各課税期間）における消費税及び地方消費税の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び本件各課税期間における過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

1 前提事実

以下の事実（以下「前提事実」といい、項番号等により「前提事実（1）」等と略称する。）は、当事者間に争いがないか証拠（証拠の枝番号は、特に記す場合以外、省略する。以下同じ。）又は弁論の全趣旨により容易に認められる。

（1）原告

ア 原告は、一般廃棄物のリサイクル、販売及び輸出入等を目的とする株式会社である。原告の本店所在地（納税地）は、設立当初（平成24年2月）、福岡市中央区であったが、その後、変更され、平成25年7月1日以後、福岡県久留米市である（乙1、2）。

イ 原告は、平成26年1月17日付けで、福岡税務署長に対し、消費税課税事業者選択届出書（適用開始課税期間を同年2月1日から同月28日までとする。乙3）及び消費税課税期間特例選択届出書（適用開始日を同月1日として、課税期間を1か月後の期間に短縮したい旨のもの。乙4）を提出した。

また、原告は、平成28年2月23日付けで、処分行政庁に対し、消費税課税期間特例変更届出書（変更日を同年4月1日として、課税期間を3か月ごとの期間に短縮したい旨のもの。乙5）を提出した。

（2）原告による確定申告

原告は、別紙4の「確定申告」欄の「年月日」欄記載の日に、処分行政庁に対し、本件各課税期間に対応する消費税等の還付金を受けることを内容とする確定申告（以下「本件各還

付申告」といい、当該申告に係る申告書を「本件各還付申告書」という。）をした。本件各還付申告において原告が申告した課税標準額、課税売上額、免税売上額、消費税額、控除対象仕入税額、納付すべき消費税額、地方消費税の課税標準となる消費税額、地方消費税の納付すべき譲渡割額及び納付すべき消費税等の合計税額は、別紙４の各応当欄に記載のとおりである。原告は、本件各課税期間において行った国際郵便により中華人民共和国に商品を送付・販売した取引（以下「本件送付取引」という。）に係る売上げについて、全て輸出取引によるものであるとして、当該取引に係る課税売上額及び課税標準額を０円として申告した（別紙４の「確定申告」欄の「課税標準額」欄及び「課税売上額」欄）。原告が本件各還付申告により請求した還付金の合計は、１１億４９６９万９２８６円である（別紙４の「確定申告」欄の「納付すべき消費税等の合計税額」欄。乙１２）。

（３）処分行政庁による本件各処分

処分行政庁は、原告に対する税務調査（以下「本件税務調査」という。）を行い、令和２年４月２７日付けで、本件税務調査の結果に基づき、本件各処分をし（別紙４の「更正処分及び賦課決定処分」欄参照）、これを通知した（以下、当該通知に係る通知書を「本件各通知書」という。乙１０）。

（４）原告による審査請求等

原告は、令和２年７月２２日付けで、本件各処分に対する審査請求をした。国税不服審判所長は、令和４年３月２３日付けで、本件各処分に係る審査請求をいずれも棄却する旨の裁決（甲１）をした。

（５）原告による訴訟提起

原告は、令和４年８月２２日、本件各処分の取消しを求めて本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

２ 事案の要旨

本件は、原告が、本件送付取引に係る取引金額の全額について、消費税法７条１項（輸出免税規定）の適用があるとして本件各還付申告をしたところ、処分行政庁から、同条により必要とされる当該取引に係る輸出許可を証する書類等が保存されていないことを理由に、当該取引について輸出免税規定の適用は認められないとして、本件各処分を受けたため、被告を相手に、本件各処分（ただし、本件各更正処分は、本件各還付申告の際に申告した納付すべき税額を超える部分に限る。）の取消しを求める事案である。

３ 関連法令の定め

別紙３「関連法令の定め」のとおり

４ 税額等に関する当事者の主張

被告が本件訴訟において主張する本件各処分の根拠及び適法性は、別紙８「本件各処分の根拠及び適法性」のとおりであり、原告は、後記５の争点に関する部分を除き、これに対する積極的な反論をしていない。

５ 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件各処分の適法性として、次の（１）～（４）の点であり、これに関する当事者の主張は、別紙９「争点に関する当事者の主張」のとおりである。

（１）消費税法施行規則５条の合憲性及び適法性

（２）本件送付取引が、国内において事業者が行った資産の譲渡等（消費税法４条１項）に該当

し、かつ、消費税法7条1項1号の適用があるか否か

(3) 本件各処分的前提となる本件税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か

(4) 本件各処分に係る理由付記が違法であるか否か

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、括弧内掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実（以下「認定事実」といい、項番号等により「認定事実(1)」等と略称する。）が認められる。

(1) 本件送付取引

原告は、日本国内で仕入れた商品を国際郵便（国際小包郵便物及びEMS郵便物）により日本から中国国内の送付先に送付していた。原告は、送付先の中国で関税がかからないようにするために、国際小包郵便伝票及びEMS伝票（本件郵便物伝票）の「内容品の価格」欄や「日本円換算合計」欄に、当該商品の価格として、実際の売上金額より少ない20万円以下の額を記載し、伝票上、関税法76条1項に規定される郵便物に該当するような外観を整えていた（乙6、7、9）。

原告は、本件送付取引に関し、輸出許可書の交付を受けたことはなかった（弁論の全趣旨）。

(2) 本件送付取引に係る帳簿の記載等

ア 原告は、売上表（本件売上表）を作成して、本件送付取引に係る売上げを管理していた。

本件売上表の「日期」（日付け）欄の記載は、本件郵便物伝票の受付年月日、「単号」（記号番号）欄の記載は、本件郵便物伝票のお問い合わせ番号、「姓名」欄の記載は、本件郵便物伝票の「お届け先」欄の氏名と合致していた。また、「金額」欄の記載は、送付した商品の金額（いずれも20万円以上）であり、本件送付取引の実際の売上高である（乙8、9）。

イ 原告の税務代理人である甲税理士は、本件売上表に基づき、本件総勘定元帳を作成していた。本件総勘定元帳には、本件売上表の記載と同額の現金による売上げが発生したことが記載されており、本件総勘定元帳に記載された売上高が、本件送付取引の実際の売上高である（乙9、11）。

(3) 本件送付取引に係る書類

本件送付取引に関して、原告が委託者となり、受託者に対し、原告が日本国内で仕入れた商品の販売を委託すること等を内容とする契約書（本件委託販売契約書。甲2、3）が存在する。本件委託販売契約書は、本件各処分後である令和2年10月頃、作成された。

(4) 本件税務調査の経過

ア 本件税務調査担当者（久留米税務署の本件税務調査の担当者）は、令和元年9月25日、原告事務所に臨場して質問等を行う実地の調査（以下「実地調査」という。）を開始しようとしたが、原告代表者が不在であったため、電話で、原告代表者に対し、通則法74条の9第1項各号及び通則法施行令30条の4所定の各通知事項（以下「本件税務調査通知事項」という。）を通知し、原告に係る消費税等に関する実地調査を開始することを伝えた。本件税務調査通知事項は、消費税及び地方消費税について、本件課税期間を含む平成26年2月1日から令和元年6月30日までを調査期間とし、総勘定元帳、領収書等の法人税法等の規定により保持することとされている帳簿書類及び作成等の基となった帳簿書

類が調査の対象となる帳簿書類その他の物件とされていた。

本件税務調査担当者は、令和元年10月2日、甲税理士に対し、原告に対する実地調査を同年9月25日より実施したこと及び本件税務調査通知事項を文書（乙18）で通知した（以上につき、乙17～19）。

イ 本件税務調査担当者は、令和元年12月6日、A税理士事務所所属の税理士から、電話で、原告の作成・保存に係る帳簿書類等を提示する旨の連絡を受け、提示を受けた帳簿書類等をA税理士事務所に設置する複写機を用いて複写することの承諾を得るとともに、以下のとおり取り決めた（乙20）。

（ア）令和元年12月9日及び同月11日にA税理士事務所で原告に係る調査を実施すること。

（イ）提示を受けた帳簿書類等を複写する際は、2部ずつ複写し、うち1部はA税理士事務所で保管すること。

（ウ）提示を受けた帳簿書類等の複写に使用する用紙は、本件税務調査担当者が持参すること。

ウ 本件税務調査担当者は、令和元年12月9日、A税理士事務所において、甲税理士らと面談し、原告の作成・保存に係る帳簿書類等を確認した。本件税務調査担当者は、本件税務調査通知事項に係る調査期間（平成26年2月1日から令和元年6月30日まで）に係る帳簿書類等の提示を求めたのに対し、甲税理士から、直近3事業年度分（平成29年3月課税期間～令和元年6月課税期間〔本件各課税期間〕）を超える期間の帳簿書類等の提示を拒まれたため、本件各課税期間に係る帳簿書類等を複写した（乙11、21）。

エ 甲税理士は、令和元年12月12日、本件税務調査担当者に対し、本件送付取引が委託販売形式であると説明した。本件税務調査担当者は、令和2年2月6日、甲税理士に対し、委託販売契約の内容について確認した。甲税理士は、委託販売契約書や委託販売の内容等を確認できる書類はないので、必要なら今から作らせる、委託先からの報告、商品の管理状況、委託先への手数料等については、分からないなどと回答した（乙9）。

（5）本件各処分及びその理由の記載

処分行政庁は、令和2年4月27日、原告に対し、本件各処分を行った。処分行政庁は、本件各通知書に以下の内容の理由を記載した（乙10）。

ア 消費税法7条1項1号及び同条2項並びに消費税法施行規則5条1項1号及び同項2号は、輸出取引について、原則として、輸出許可書等の一定期間の保存を輸出免税規定の適用要件とし、関税法76条1項に規定する郵便物（その価格が20万円以下のもの。以下「簡易郵便物」という。）として資産を輸出した場合（消費税法施行規則5条1項2号、関税法76条1項）には、輸出許可書等の保存に代えて所定の事項を記載した帳簿等の一定期間の保存を輸出免税規定の適用要件としている。したがって、郵便物として資産を輸出したときであっても、当該郵便物の価格が20万円を超える場合には、簡易郵便物として資産を輸出したことには該当せず（消費税法施行規則5条1項2号）、当該郵便物に係る輸出許可書等の一定期間の保存がない限り、当該郵便物の輸出取引について輸出免税規定は適用されない。

イ 原告が本件各還付申告書の「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の「免税売上額」欄に記載した金額（別紙4の「免税売上額」欄記載の金額。ただし、平成29年3

月課税期間及び平成29年6月課税期間の本件コンテナ輸出取引に係る金額を除く。)に係る各取引は、原告が国内以外の地域の各顧客(中国の送付先)に対して郵便物として輸出した取引(本件送付取引)であると認められるところ、下記(ア)及び(イ)のとおり、本件送付取引は、簡易郵便物としての資産の輸出には該当せず、また、輸出許可書の保存がないことから、輸出免税規定は適用されない。

(ア) 本件総勘定元帳の売上高勘定に記載された本件送付取引に係る実際の売上高がいずれも20万円を超えていること(認定事実(2))からすると、本件送付取引は簡易郵便物としての資産の輸出に該当しない。

(イ) 原告が、本件送付取引に係る本件郵便物伝票の「内容品の価格」欄の値段を20万円以下と記載したのは、相手国(中国)での関税がかからないようにするためであり、本件送付取引に係る輸出許可書の交付を受けたこともなかったこと(認定事実(1))からすると、原告は本件送付取引に係る輸出許可書を保存していないと認められる。

ウ したがって、本件各課税期間の課税標準額は、上記ア及びイにより計算した金額(別紙4の「更正処分及び賦課決定処分」欄の「課税標準額」欄記載の金額)となる。

2 争点(1)(消費税法施行規則5条の合憲性及び適法性)について

(1) 検討

ア 消費税法は、①国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)及び特定仕入れには、この法律により消費税を課する(4条1項)とした上、②事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」(7条1項1号。以下「輸出取引」という。)については消費税を免除することとし(同項。輸出免税規定)、③輸出免税規定は、その課税資産の譲渡等が輸出取引(同号)に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合は、適用しない(同条2項)旨を規定する。そして、関税法が貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めていること(同法1条、67条以下参照)を踏まえると、消費税法7条2項は、輸出免税規定の適用を受けるための証明の方法という専門的、技術的かつ細目的な事項について、貨物の輸出及び輸入についての税関手続との整合性等を考慮したものとする趣旨で、これを財務省令に委任したものと理解することができる。

イ 消費税法7条2項の委任を受けた消費税法施行規則は、同法7条2項に規定する財省令で定めるところにより証明がされたものは、同条1項に規定する課税資産の譲渡等のうち輸出取引(同項1号)に該当するものを行った事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、所定の書類又は帳簿を整理し、所定の期間、これを所定の場所に保存することにより証明がされたものとする(消費税法施行規則5条1項柱書)とした上、上記所定の書類又は帳簿につき、⑦原則として、④の場合を除き、当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可(関税法67条参照)があったことを証する書類等又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で所定の事項が記載されたもの(輸出許可書。消費税法施行規則5条1項1号)とし、④例外的に、輸出取引として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物(関税法76条1項に規定する郵便物に限る。)として当該資産を輸出した場合には、当該輸出した事業者が、④当該資産の輸出の年月日、⑤当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額、⑥当該郵便物の受取人の氏名又は名称及び住所等を記載した帳

簿等（同項２号）とする旨を規定する。

これは、関税法上、貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価額その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない（６７条）が、郵便物の輸出入の簡易手続として、輸出される郵便物（その価格が２０万円を超えるもの等を除く。）は、６７条を適用しないこととされていること（７６条１項）を踏まえたものと解される。すなわち、輸出される郵便物のうち、⑦価格が２０万円を超えるものについては、一般貨物と同様、税関長に対する輸出申告等の対象となること（関税法６７条）から、輸出免税規定の適用に当たって保存が必要な書類又は帳簿を輸出許可書（消費税法施行規則５条１項１号）とし、他方、④価格が２０万円以下のもの（簡易郵便物）については、一般貨物と異なり、税関長に対する輸出申告等の対象から除かれること（関税法７６条）から、輸出免税規定の適用に当たって保存が必要な書類又は帳簿を上記のような簡易な帳簿等で足りること（消費税法施行規則５条１項２号）としたものと解される。

ウ 以上によれば、消費税法５条１項２号が、関税法上の輸出入の手続（特に、郵便物の輸出入の簡易手続）を踏まえ、輸出免税規定の適用に当たって保存が必要な書類又は帳簿を簡易郵便物に限って簡易な帳簿等で足りるとしたことは、消費税法７条２項の委任の趣旨に沿うものというべきである。また、上記イのような消費税法施行規則５条１項２号の規定内容がおよそ不合理で無効であるとはいえない。

したがって、消費税法施行規則５条１項２号は、消費税法７条２項の委任の範囲を超えるものとはいえず、憲法８４条に違反するものともいえない。

（２）原告の主張の要旨

これに対し、原告は、①⑦輸出免税規定の対象となる郵便物の定めを消費税法７条２項より委任された消費税法施行規則５条１項２号は、その要件を、価格の多寡にかかわらず輸出免税規定が適用されるように規定すべきであるにもかかわらず、関税法６７条、７６条１項を援用した消費税法施行規則５条１項は、郵便物について、価格が２０万円以下のもののみに輸出免税規定の適用を認めて、輸出免税の実質的要件を付加しており、消費税法の委任の趣旨に反し、委任の範囲を逸脱するものとして違法であり、かつ違憲である、④消費税法７条２項は、輸出免税の適用について、「省令で定めるところにより証明がなされたもの」と規定しているにもかかわらず、消費税法施行規則５条は、その内容の規定を同施行規則（省令）において規定せず、関税法（法律）に再委任しており、委任規定による委任命令の法形式の特定に違反している、②輸出免税規定の要件（ことに郵便物による輸出における要件）は、消費税法から消費税法施行規則へ、さらに同施行規則から関税法へ転々と委任されている。このような輸出免税規定は、一般国民にとって到底理解できるものではなく、課税要件明確主義に違反すると主張する。

（３）原告の主張①⑦について

しかしながら、上記（１）において説示したところに照らし、消費税法施行規則５条は、消費税法７条２項の委任を受けて輸出免税規定の適用を受ける輸出取引の証明方法という専門的、技術的かつ細目的な事項を定めるものにすぎず、消費税法７条１項が定める輸出免税規定の要件を付加するものではないことは、明らかである。また、簡易郵便物以外の郵便物であっても、輸出許可書による証明がある場合には、輸出免税規定の適用を受けることがで

きるのであって、簡易郵便物のみに輸出免税規定の適用を認めているわけではない。

(4) 原告の主張①④について

消費税法施行規則 5 条 1 項 2 号は、同号の適用を受ける郵便物について、関税法 6 7 条の規定を引用しているにすぎず、関税法に再委任したものとは解されない。

(5) 原告の主張②について

消費税法 7 条 2 項の委任を受けて、輸出免税規定の適用を受ける輸出取引であることを証明するために必要な書類又は帳簿について定めた消費税法施行規則 5 条 1 項 2 号が、憲法 8 4 条に違反するものとはいえないことは、上記 (1) において説示したとおりである。

(6) 小括

以上によれば、原告の上記主張は、その前提を欠くもの又は独自の見解を述べるものにすぎず、いずれも採用することができない。

3 争点 (2) (本件送付取引が、国内において事業者が行った資産の譲渡等 (消費税法 4 条 1 項) に該当し、かつ、消費税法 7 条 1 項 1 号の適用があるか否か) について

(1) 国内において事業者が行った資産の譲渡等 (消費税法 4 条 1 項) の該当性

ア 消費税法は、①国内において事業者が行った資産の譲渡等 (特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。) に対しては、消費税を課税する (4 条 1 項)、②「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供 (代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。)」をいう (2 条 1 項 8 号)、③「特定資産の譲渡等」とは、事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう (同項 8 号の 2) と規定する。

これらの消費税法の規定を通覧すると、消費税法上の課税対象となる「資産の譲渡等」は、①国内において行われるものであること、②事業者が事業として行うものであること、③対価を得て行われるものであること、④特定資産の譲渡等に該当しないものであることを要する。

また、資産の譲渡が国内において行われたかどうかの判定は、資産の譲渡が行われる時において当該資産が所在していた場所が国内にあるかどうかにより行うものとする (消費税法 4 条 3 項 1 号) とされているところ、資産の譲渡が行われる時とは、原則として、当該資産の引渡しの時をいうと解され、当該資産の引渡場所が国内にある場合には、資産の譲渡が国内において行われたといえることができる。

イ これを本件についてみると、前提事実及び認定事実によれば、次の事実を指摘することができる。

(ア) 原告は、一般廃棄物のリサイクル、販売及び輸出入等を目的とする株式会社である (前提事実 (1))。原告が行った本件送付取引は、日本国内で仕入れた商品を国際郵便により日本から中国国内の送付先に送付するという取引である。 (認定事実 (1))。

(イ) 本件送付取引に関して、本件売上表には、「日期」 (日付け) 欄に本件郵便物伝票の受付年月日、「単号」 (記号番号) 欄に本件郵便物伝票のお問い合わせ番号、「姓名」欄に本件郵便物伝票の「お届け先」欄の氏名、「金額」欄に送付した商品の金額 (いずれも 20 万円以上) が記載されており (認定事実 (2) ア)、また、本件売上表を基に作成された本件総勘定元帳には、本件売上表の記載と同額の現金による売上が発生したこと

が記載されていた（認定事実（２）イ）。

本件送付取引に関する本件売上表及び本件総勘定元帳の上記記載からすれば、本件送付取引は、原告が、受付年月日（発送手続を行った日）に、お届け先に記載された人物に対し、商品を送付して、２０万円を超える金額の対価を得るものであったと認められる。

（ウ）本件送付取引は、送付の手段として、国際郵便が用いられたこと（認定事実（１））、本件売上表において、本件送付取引に係る商品の発送手続が行われた日に、売上げがあったと計上されていたこと（認定事実（２）ア）からすれば、原告は、国際郵便の発送手続を完了することによって、本件送付取引に係る商品を中国国内にいる送付先の人物に引き渡したと認められる。そして、原告が日本から中国国内の送付先に送付したこと（認定事実（１））からすると、本件送付取引に係る商品の引渡場所は、国内である。

（エ）以上によれば、本件送付取引は、上記ア①～④を満たし、国内において事業者が行った資産の譲渡等（消費税法４条１項）に該当する。

（２）消費税法７条１項１号（輸出免税規定）の適用の有無

上記（１）イで指摘した事情及び認定事実によれば、原告が国内において行った本件送付取引は、その商品を国際郵便により日本国内から中国に輸出したものであるが、その価格がいずれも２０万円を超えるものであり、関税法７６条１項に規定する郵便物に該当しないところ、原告がこの取引について輸出許可書の交付を受けたことはなく（認定事実（１））、当該輸出許可書を整理し、納税地又は事務所等に保存することにより証明がされたもの（消費税法施行規則５条１項１号）ではない。

したがって、本件送付取引は、消費税法７条２項により、同条１項１号（輸出免税規定）の適用がない。

（３）原告の主張について

これに対し、原告は、本件送付取引について、原告が委託者として、受託者と本件委託販売契約を締結し、これに基づいて、受託者に商品販売の委託をし、受託者からの保証金入金確認後、受託者又はその指定する送付先宛に本件商品等を送付する委託販売であり、①委託者である原告から受託者に対する商品の交付は、委任に基づくものであって売買によるものではないから、対価を受け取ったとしても、消費税法上の「資産の譲渡」によるものではない、②原告が受託者の指定する場所に商品を送付した場合、これは、受託者が販売したことによるものであって、原告が販売したことによるものではないから、原告において「資産の譲渡」をしたのではなく、かつ、中国において譲渡されており、「国内において」資産の譲渡があったものではない、③関係規定を合理的に解釈すれば、本件送付取引には輸出免税規定の適用があると主張する。

しかしながら、本件委託販売契約書は、原告が委託者となり、受託者に対し、原告が日本国内で仕入れた商品の販売を委託すること等の記載があるものの、本件各処分後である令和２年１０月頃に作成されたものであること（認定事実（３））、甲税理士は、本件税務調査時、本件送付取引が委託販売形式であると説明する一方で、委託販売契約書や委託販売の内容等を確認できる書類はないので、必要なら今から作らせる、委託先からの報告、商品の管理状況、委託先への手数料等については、分からないなどと回答していたこと（認定事実（４）エ）からすれば、本件委託販売契約書は、本件税務調査を踏まえて、原告の主張に沿うよう

に事後的に作成されたものであって、これをもって、本件送付取引が委託販売契約であるとはいえない。

また、掲記の証拠及び認定事実によれば、⑦委託販売による収益の発生時期は、原則として、受託者が受託された商品等を販売した時であり、委託者は、同時点において、その収益を帳簿に計上すべきところ（乙25、27）、④本件売上表においては、本件送付取引について、原告が本件送付取引に係る商品の発送手続を行った日に、20万円を超える金額の売上げがあったと記載され（認定事実（2）ア）、⑦甲税理士は、このような記載がある本件売上表に基づき、本件総勘定元帳を作成していたこと（認定事実（2）イ）からすれば、本件売上表及び本件総勘定元帳は、本件送付取引について、委託販売であることを前提とした記載になっておらず、本件送付取引が委託販売契約であることを裏付けるものとはいえない。

以上によれば、本件送付取引が委託販売であるという原告の主張は採用することができず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

また、（原告の主張に係る関係規定の解釈を採用するまでもなく）消費税法施行規則5条1項2号が憲法84条に違反しないことは、上記2において説示したとおりである。

したがって、原告の上記主張は、いずれもその前提を欠くものであり、採用することができない。

（4）小括

以上によれば、本件送付取引は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（消費税法4条1項）に該当し、消費税法7条1項1号（輸出免税規定）の適用がないから、本件送付取引に係る売上げについては、消費税が課税される。

4 争点（3）（本件各処分的前提となる本件税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か）について

（1）原告の主張の要旨

原告は、①本件税務調査担当者が、令和元年9月25日に本件税務調査を開始するに当たり、日本語の理解力の乏しい原告従業員に対し、通訳を介することなく、事前通知を行った、②任意調査において調査することができる書類は、原告又はその税務代理人が承諾して提出又は提示したものに限られるところ、甲税理士が、令和元年6月課税期間に限って、帳簿書類等の閲覧複写を認めたにもかかわらず、本件税務調査担当者は、令和元年6月課税期間だけでなく本件各課税期間の帳簿書類等も閲覧複写した、③原告は、令和元年12月12日以降、本件送付取引の販売形態は委託販売であると主張したにもかかわらず、処分行政庁は、そのことについて、何ら調査していないから、本件税務調査の手続には違法があるので、本件税務調査を踏まえてされた本件各処分は、取り消されるべきであると主張する。

（2）原告の主張①について

税務署長等は、国税庁等又は税関の当該職員に納税義務者に対する実地調査において、質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び通則法74条の9第1項各号に規定する事項を通知するものとする（同条1項本文）。

これを本件についてみると、認定事実によれば、本件税務調査担当者は、原告代表者に対し、電話で、通則法74条の9第1項各号及び通則法施行令30条の4所定の事項を通知し、原告に係る消費税等に関する実地調査を開始することを伝え（認定事実（4）ア）、通則法

74条の9に定める納税義務者に対する調査の事前通知を行ったものである。本件全証拠によっても、本件税務調査担当者が、本件税務調査を開始するに当たり、日本語の理解力の乏しい原告従業員に対し、通訳を介することなく、事前通知を行ったと認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 原告の主張②について

認定事実によれば、本件税務調査担当者は、令和元年12月9日、A税理事務所において、甲税理士に対し、同年10月2日の文書で通知した調査対象期間（平成26年2月1日～令和元年6月30日。認定事実（4）ア）に係る帳簿書類等の提示を求めたところ、甲税理士から、直近3事業年度分（平成29年3月課税期間～令和元年6月課税期間〔本件各課税期間〕）以前の分についての提示を拒まれたため、本件各課税期間に係る帳簿書類等を複写したものである（認定事実（4）ウ）。したがって、本件税務調査担当者が、甲税理士から承諾を得ていない期間の帳簿書類等を複写したとは認められない。

(4) 原告の主張③について

通則法74条の2第1項3号は、国税庁等又は税関の当該職員は、消費税に関する調査について必要があるときは、納税義務者等に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる旨を規定するところ、質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある当該職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべきである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同48年7月10日第三小法廷判決・刑集27巻7号1205頁参照）。

これを本件についてみると、前提事実及び認定事実によれば、本件税務調査担当者は、甲税理士から本件送付取引が委託販売形式であると説明を受けた後の令和2年2月6日、甲税理士に対し、委託販売契約の内容について確認したところ、委託販売契約書や委託販売の内容等を確認できる書類はないので、必要なら今から作らせる、委託先からの報告、商品の管理状況、委託先への手数料等については、分からないと甲税理士から回答を受けたこと（認定事実（4）エ）等を踏まえて、本件各処分を行ったものである（前提事実（3）、認定事実（5））。本件税務調査担当者は、原告の本件送付取引が委託販売契約であるという主張を踏まえて、上記のように書類の確認や聴き取りを行ったものであり、その質問検査の範囲、程度等について、合理的な選択を超える違法であったとは認められない。

(5) 小括

以上によれば、本件各処分の前提となる本件税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があるとはいえず、原告の主張は、いずれも採用することができない。

5 争点（4）（本件各処分に係る理由付記が違法であるか否か）について

(1) 検討

ア 行手法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同

項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。（最高裁平成●●年（○○）第●●号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）。

イ この見地に立って本件各処分についてみると、認定事実によれば、本件各通知書には、本件各処分の理由として、①消費税法7条1項1号及び同条2項並びに消費税法施行規則5条1項1号及び同項2号は、輸出取引について、原則として、輸出許可書等の一定期間の保存を輸出免税規定の適用要件とし、簡易郵便物として資産を輸出した場合（消費税法施行規則5条1項2号、関税法76条1項）には、輸出許可書等の保存に代えて所定の事項を記載した帳簿等の一定期間の保存を輸出免税規定の適用要件とする旨、②郵便物として資産を輸出したときであっても、当該郵便物の価格が20万円を超える場合には、簡易郵便物として資産を輸出したことには該当せず（消費税法施行規則5条1項2号）、当該郵便物に係る輸出許可書等の一定期間の保存がない限り、当該郵便物の輸出取引について輸出免税規定は適用されない旨、③本件各還付申告書の「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の「免税売上額」欄に記載された金額（別紙4の「免税売上額」欄記載の金額。ただし、平成29年3月課税期間及び平成29年6月課税期間の本件コンテナ輸出取引に係る金額を除く。）に係る各取引は、原告が国内以外の地域の各顧客（中国の送付先）に対して郵便物として輸出した取引（本件送付取引）であると認められる旨、④しかし、本件送付取引は、簡易郵便物としての資産の輸出には該当せず、また、輸出許可書等の保存がないことから、輸出免税規定は適用されない旨、⑤その結果、本件各課税期間の課税標準額は、別紙4の「更正処分及び賦課決定処分」欄の「課税標準額」欄記載の金額となる旨の記載がある（認定事実（5））。

上記各記載からすれば、原告は、いかなる事実関係に基づいて、いかなる法規を適用して本件各処分がされたかを十分に知ることができるものといえる。そうすると、本件各処分における理由付記は、行手法14条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示として十分であり、本件各処分は、同項本文の定める理由提示の要件を具備した適法な処分であるといえることができる。

（2）原告の主張について

ア これに対し、原告は、本件各通知書には、本件送付取引が国内における資産の譲渡に該当すること、すなわち、譲渡日、譲渡先の名称、譲渡した商品名、譲渡金額、譲渡金額の決済方法等及び譲渡時の資産の所在が国内であることについて、その根拠が記載されていないと主張する。

イ しかし、輸出免税規定は、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出取引に該当する場合に適用されるものであり（消費税法7条1項1号）、本件各通知書には、消費税法7条1項1号の規定と共に、本件送付取引について、原告が国内以外の地域の各顧客（中国の送付先）に対して郵便物として輸出した取引であると記載されていることからすれば（認定事実（5））、原告は、本件各通知書の記載から、処分行政庁において本件送付取引が国内における資産の譲渡に該当すると判断したことを十分に知ることができるというべきである。

原告が指摘する事項（譲渡日、譲渡先の名称、譲渡した商品名、譲渡金額の決済方法）

については、その記載を欠くからといって、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えという行手法14条1項本文の機能を害するものとはいえない。

ウ したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

6 本件各処分の適法性

- (1) 上記3のとおり、本件送付取引は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（消費税法4条1項）に該当し、かつ、輸出免税規定（同法7条1項）の適用はないから、本件送付取引に係る売上げについては、消費税が課税される場所、原告の本件各課税期間における納付すべき税額は、別紙4のとおりであり、いずれも本件各更正処分における納付すべき税額と同額である。

したがって、本件各更正処分は、適法である。

- (2) 上記(1)のとおり、本件各更正処分は適法であり、これを前提に計算すると、それぞれの過少申告加算税の額は、別紙4のとおりであり、いずれも本件各賦課決定処分により賦課された過少申告加算税の額と同額である。

したがって、本件各賦課決定処分は適法である。

第4 結語

よって、原告の請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 林 史高

裁判官 溝渕 章展

裁判官 加納 紅実

(別紙 1)

当事者目録

5

原 告 B 株式会社
上記代表者代表取締役 乙
上記訴訟代理人弁護士 丸 山 隆 寛
同 補 佐 人 税 理 士 二 又 邦 茂
同 江 崎 義 則

10

被 告 国
上記代表者法務大臣 小 泉 龍 司
処 分 行 政 庁 久留米税務署長内田良宏
被 告 指 定 代 理 人 窪 田 大 輔
同 一 丸 聖
同 鐘 ケ 江 宏 樹
同 阿 部 正 行
同 松 隈 一 雅
同 酒 井 雅 志
同 金 谷 真 弓
同 菊 元 優 子
同 松 村 宏 太

15

20

以上

(別紙2)

更正処分目録

- 1 平成29年1月1日から同年3月31日までの課税期間（以下「平成29年
5 3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、
消費税の納付すべき税額マイナス868万4878円を超える部分及び地方消
費税の納付すべき税額マイナス234万3538円を超える部分
- 2 平成29年4月1日から同年6月30日までの課税期間（以下「平成29年
6月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、
10 消費税の納付すべき税額マイナス1269万7186円を超える部分及び地方
消費税の納付すべき税額マイナス342万6224円を超える部分
- 3 平成29年7月1日から同年9月30日までの課税期間（以下「平成29年
9月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、
消費税の納付すべき税額マイナス2486万2936円を超える部分及び地方
15 消費税の納付すべき税額マイナス670万9046円を超える部分
- 4 平成29年10月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成2
9年12月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税についての更正処分の
うち、消費税の納付すべき税額マイナス7817万8125円を超える部分及
び地方消費税の納付すべき税額マイナス2109万5684円を超える部分
- 20 5 平成30年1月1日から同年3月31日までの課税期間（以下「平成30年
3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、
消費税の納付すべき税額マイナス7000万7317円を超える部分及び地方
消費税の納付すべき税額マイナス1889万0863円を超える部分
- 6 平成30年4月1日から同年6月30日までの課税期間（以下「平成30年
25 6月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、
消費税の納付すべき税額マイナス1億3445万1953円を超える部分及び

地方消費税の納付すべき税額マイナス3628万0685円を超える部分

- 7 平成30年7月1日から同年9月30日までの課税期間（以下「平成30年9月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス9815万5432円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス2648万6386円を超える部分

- 8 平成30年10月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成30年12月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス1億3647万7899円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス3682万7369円を超える部分

- 9 平成31年1月1日から同年3月31日までの課税期間（以下「平成31年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス1億5690万4472円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス4233万9301円を超える部分

- 10 平成31年4月1日から令和元年6月30日までの課税期間（以下「令和元年6月課税期間」といい、全ての課税期間を併せて「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち、消費税の納付すべき税額マイナス1億8496万7994円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス4991万1998円を超える部分

以上

(別紙 3)

関連法令

法改正により現行法と適用時の条文が異なる場合は条文の見出しの後ろに括弧書きで注記することとする。現行法と適用時の条文が異なる場合は特に注記しない。

○国税通則法（以下「通則法」という。）

(更正)

10 第 24 条

税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

15 (過少申告加算税)〔令和 3 年法律第 11 号による改正前のもの〕

第 65 条

1 期限内申告書（還付請求申告書を含む。第 3 項において同じ。）が提出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第 1 項ただし書又は第 7 項の規定の適用があるときを含む。）において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第 35 条第 2 項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に 100 分の 10 の割合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、100 分の 5 の割合）を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

20

25

2 前項の規定に該当する場合…（中略）…において、前項に規定する納付す

べき税額（同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積増差税額を加算した金額）がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 累積増差税額 第1項の修正申告又は更正前にされたその国税についての修正申告書の提出又は更正に基づき第35条第2項の規定により納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）

二 期限内申告税額 期限内申告書（次条第1項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。次項第二号において同じ。）の提出に基づき第35条第1項又は第2項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、地方法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ～ホ （略）

4 次の各号に掲げる場合には、第1項又は第2項に規定する納付すべき税額

から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

一 第1項又は第2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 第1項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について期限内申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正その他これに類するものとして政令で定める更正（更正の請求に基づく更正を除く。）があつた場合 当該期限内申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの税額

5 （略）

（国税の更正、決定等の期間制限）〔令和2年法律第8号による改正前のもの〕

15 第70条

1～3 （略）

4 次の各号に掲げる更正決定等は、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から7年を経過する日まで、することができる。

一 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等

二 偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正（前2項の規定の適用を受ける

法人税に係る純損失等の金額に係るものを除く。)

三 所得税法第60条の2第1項から第3項まで(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)又は第60条の3第1項から第3項まで(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用がある場合(第117条第2項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出及び税理士法(昭和26年法律第237号)第30条(税務代理の権限の明示)(同法第48条の16(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。))の規定による書面の提出がある場合その他の政令で定める場合を除く。)の所得税(当該所得税に係る加算税を含む。第73条第3項(時効の中断及び停止)において「国外転出等特例の適用がある場合の所得税」という。)についての更正決定等

(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)[平成30年法律第7号による改正前のもの]

第74条の2

1 国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。)又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査(第131条第1項(質問、検査又は領置等)に規定する犯則事件の調査を除く。以下この章において同じ。)を行う場合に限る。)は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物(消費税法第2条第1項第11号(定義)に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。)又はその帳簿書類その他の物件とする。)を検査し、又は当該物件(その写しを含む。次条から第74条の6まで(当該職員の質問検査権)において同じ。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一～二 (略)

三 消費税に関する調査（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる者

イ 消費税法の規定による消費税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第46条第1項（還付を受けるための申告）の規定による申告書を提出した者

ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

四 消費税に関する調査（税関の当該職員が行うものに限る。） 次に掲げる者

イ、ロ （略）

2～4 （略）

（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）〔令和3年法律第11号による改正前のもの〕

第74条の2

1 国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査（第131条第1項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を除く。以下この章において同じ。）を行う場合に限る。）は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物（消費税法第2条第1項第11号（定義）に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。）若しくは輸出物品（同法第8条第1項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）に規定する物品をいう。第四号イにおいて同じ。）又はこれらの帳簿書類その他の物件とする。）を検査し、又は当該物件（その写

しを含む。次条から第74条の6まで（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一～四 （略）

2～4 （略）

5 （納税義務者に対する調査の事前通知等）

第74条の9

1 税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。

以下第74条の11（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。）は、国税
10 庁等又は税関の当該職員（以下同条までにおいて「当該職員」という。）に納
税義務者に対し実地の調査…（中略）…において第74条の2から第74条
の6まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査又は提示若しく
は提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじ
め、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、
当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するもの
15 とする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）
を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

20 四 調査の対象となる税目

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 （略）

25 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 納税義務者 第74条の2第1項第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イ…（中略）…の規定により当該職員による質問検査等の対象となる

こととなる者並びに第74条の6第1項第一号イ及び第二号イに掲げる者

二 税務代理人 税理士法第30条（税務代理の権限の明示）（同法第48条

の16（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する

場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第48条の2（設

立）に規定する税理士法人又は同法第51条第1項（税理士業務を行う弁

護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第3項の規定による

通知をした弁護士法人

4～6 （略）

（事前通知を要しない場合）

第74条の10

前条第1項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第3項第一号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第1項の規定による通知を要しない。

（国税の課税標準の端数計算等）

第118条

1 国税（印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の課税標準（その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。）を計算する場合において、その額に1000円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 （略）

- 3 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1万円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(国税の確定金額の端数計算等)

第119条

- 1 国税(自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。)の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2、3 (略)

- 4 附帯税の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満(加算税に係るものについては、5000円未満)であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

○国税通則法施行令(以下「通則法施行令」という。)

(調査の事前通知に係る通知事項)

第30条の4

- 1 法第74条の9第1項第七号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査の相手方である法第74条の9第3項第一号に掲げる納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う当該職員の氏名及び所属官署(当該職員が複数であるときは、当該職員を代表する者の氏名及び所属官署)

三 法第74条の9第1項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に關する事項

四 法第74条の9第4項の規定の趣旨

- 2 法第74条の9第1項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項

については調査を開始する日時において質問検査等を行おうとする場所を、
同項第三号に掲げる事項については納税申告書の記載内容の確認又は納税申
告書の提出がない場合における納税義務の有無の確認その他これらに類する
調査の目的を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項につい
ては、同号に掲げる物件が国税に関する法令の規定により備付け又は保存を
しなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通
知するものとする。

○消費税法

(定義)

第2条

1 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 事業者 個人事業者及び法人をいう。

五～七 (略)

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

八の二 特定資産の譲渡等 事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

八の三～二十 (略)

2～4 (略)

(課税の対象)

第4条

1 国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第3項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）には、この法律により、消費税を課する。

5 2 （略）

3 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、第三号に掲げる場合において、同号に定める場所がないときは、当該資産の譲渡等は国内以外の地域で行われたものとする。

10 一 資産の譲渡又は貸付けである場合 当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所（当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所）

15 二～三 （略）

4～7 （略）

（輸出免税等）

第7条

1 事業者…（中略）…が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

一 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

20 二 外国貨物の譲渡又は貸付け（前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第8条第1項第三号（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）に掲げる場合に該当することとなつた外国貨物の譲渡を除く。）

三 国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信

四 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの

5 五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

2 前項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

(課税期間)

10 第19条

1 この法律において「課税期間」とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 (略)

二 法人(第四号又は第四号の2に掲げる法人を除く。) 事業年度

15 三～三の二 (略)

四 その事業年度が3月を超える法人で第二号に定める期間を3月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を3月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間)

20 四の二 (略)

2 前項第三号から第四号の2までの規定による届出の効力は、これらの規定による届出書の提出があつた日(以下この項において「提出日」という。)の属するこれらの規定に定める期間の翌期間(当該提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間その他の政令で定める期間である場合には、当該期間)の初日以後に生ずるものとする。この場合において、次の各号に掲げ

25

る場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 (略)

二 前項第四号又は第四号の2の規定の適用を受けていない法人が、これらの規定による届出書を提出した場合 提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

三、四 (略)

3～5 (略)

(課税標準)

第28条

1 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。）とする。ただし、法人が資産を第4条第5項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時ににおける当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

2～5 (略)

(税率) [平成24年法律第68号により改正され、令和元年10月1日に施行される前のもの]

第29条

消費税の税率は、100分の6.3とする。

○消費税法施行規則

(輸出取引等の証明) [平成31年財務省令第10号による改正前のもの]

第5条

1 法第7条第2項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第1項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、
5 当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から2月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には1月とする。第3項において同じ。）を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

10 一 法第7条第1項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（船舶及び航空機の貸付けを除く。）である場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可（関税法（昭和29年法律第61号）第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸出の許可をいう。）若しくは積込みの承認（同法第23条第2項（船用品又は機用品の積込み等）の規定により同項に規定する船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。）があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

15
20 イ 当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地（以下この項において「住所等」という。）

ロ 当該資産の輸出の年月日

ハ 当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額

ニ 当該資産の仕向地

25 二 法第7条第1項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（関税法第76条第1項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。）として当該資産を輸出した

場合 当該輸出した事業者が前号ロ及びハに掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等を記載した帳簿又は当該郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書その他の書類で同号イ及びハに掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等並びに当該郵便物の受取りの年月日が記載されているもの

三 法第7条第1項第三号に掲げる輸送若しくは通信又は令第17条第2項第五号に掲げる郵便若しくは信書便である場合 これらの役務の提供をした事業者が次に掲げる事項を記載した帳簿又は書類

イ 当該役務の提供をした年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた役務の提供につきまとめて当該帳簿又は書類を作成する場合には、当該一定の期間）

ロ 当該提供した役務の内容

ハ 当該役務の提供の対価の額

ニ 当該役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所等

四 法第7条第1項各号に掲げる資産の譲渡等のうち、前三号に規定する資産の譲渡等以外の資産の譲渡等である場合 当該資産の譲渡等を行つた相手方との契約書その他の書類で次に掲げる事項が記載されているもの

イ 当該資産の譲渡等を行つた事業者の氏名又は名称及び当該事業者のその取引に係る住所等（当該資産の譲渡等が令第6条第2項第五号に掲げる役務の提供である場合には、同号に定める場所を含む。）

ロ 当該資産の譲渡等を行つた年月日

ハ 当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

ニ 当該資産の譲渡等の対価の額

ホ 当該資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称及び当該相手方のその取引に係る住所等

2 事業者が法第7条第1項第三号に掲げる旅客の輸送若しくは通信又は令第

17条第2項第五号に掲げる郵便若しくは信書便の役務の提供をした場合において、前項第三号ニに掲げる事項を記載することが困難であるときは、同号ニに掲げる事項については、同号の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。

3 第1項に規定する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から5年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

(輸出取引等の証明)〔令和3年財務省令第18号による改正前のもの〕

第5条

1 法第7条第2項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第1項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から2月(清算中の法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。))について残余財産が確定した場合には1月とする。第3項において同じ。)を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第一号イにおいて「事務所等」という。)の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一～四 (同上)

2、3 (同上)

○地方税法

(地方消費税の課税標準額の端数計算の特例)

第72条の82

地方消費税については、第20条の4の2第1項の規定にかかわらず、消費税

額を課税標準額とする。

(地方消費税の税率)〔平成24年法律第69号により改正され、令和元年10月1日に施行される前のもの〕

第72条の83

5 地方消費税の税率は、63分の17とする。

(地方消費税の税率)

第72条の83

地方消費税の税率は、78分の22とする。

10 ○関税法

(輸出又は輸入の許可)

第67条

貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申告貨物を除く。))については、
15 課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(郵便物の輸出入の簡易手続)〔令和3年法律第12号による改正前のもの〕

第76条

1 郵便物(その価格(輸入されるものについては、課税標準となるべき価格)
20 が20万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))及び第3項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第94条及び第114条の2第十四号において同じ。)については、第67条から第69条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の手続・輸出申告の特例・輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件・
25 規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継につい

ての規定の準用・製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸入申告の特例・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査に係る権限の委任・貨物の検査場所）及び第
5 70条から第73条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引
取り）の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和242年法律第228号）第48条第1項（輸出の許可等）
の規定による許可を受けなければならないものを除く。第108条の4第1
10 項及び第2項並びに第111条第1項第一号において同じ。）を除く」とある
のは、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第1
項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものに限る」
と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は
輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところによ
り、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2～5 （略）

○関税法施行令

（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）

第2条

1～4 （略）

5 法第4条第1項第六号に規定する政令で定める郵便物は、次に掲げるものとする。

一 寄贈物品である郵便物

25 二 無償で貸与されることその他の事由により、名宛人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分（以下この章において「所属

区分」という。)を判断することが困難であると認められる郵便物(前号に掲げるものを除く。)

(賦課課税方式を適用する貨物の指定)

第3条

1、2 (略)

3 法第6条の2第1項第二号ロに規定する政令で定める郵便物は、次に掲げるものとする。

一 第2条第5項各号に掲げる郵便物

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第21条の規定に基づいて設置された合衆国軍事郵便局を通じて郵送される郵便物

(簡易手続の対象となる郵便物)

第66条

法第76条第1項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する政令で定める郵便物は、第3条第3項各号に掲げる郵便物(同項第一号に掲げる郵便物にあつては、輸入されるものに限る。)とする。

(提示を要しない郵便物)

第66条の3

法第76条第3項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する政令で定める場合は、郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき法第67条(輸出又は輸入の許可)の申告を行う旨の申出があつた場合とする。

以上

消費税等の経緯

別紙4

(単位:円)

課税期間	区分	年月日	課税標準額	課税売上額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	地方消費税の課税標準となる消費税額	地方消費税の納付すべき課税割額	納付すべき消費税等の合計税額	差引納付すべき税額	加算税区分
				免税売上額							加算税の基礎となる金額	加算税額
平成29年3月課税期間	確定申告	H29・5・19	0	0	0	8,684,878	▲ 8,684,878	▲ 8,684,878	▲ 2,343,538	▲ 11,028,416		
	更正処分及び課税決定処分	R2・4・27	77,678,000	77,678,937 15,175,350	4,893,714	8,684,878	▲ 3,791,164	▲ 3,791,164	▲ 1,023,012	▲ 4,814,176	6,214,200 6,210,000	過少申告加算税 906,500
	審査請求	R2・7・22										
	裁決	R4・3・23										
平成29年6月課税期間	確定申告	H29・6・16	0	0 221,489,712	0	12,697,186	▲ 12,697,186	▲ 12,697,186	▲ 3,426,224	▲ 16,123,410		
	更正処分及び課税決定処分	R2・4・27	174,753,000	174,753,946 32,755,450	11,009,439	12,697,186	▲ 1,687,747	▲ 1,687,747	▲ 455,423	▲ 2,143,170	13,980,200 13,980,000	過少申告加算税 2,072,000
	審査請求	R2・7・22										
	裁決	R4・3・23										
平成29年9月課税期間	確定申告	H29・11・30	0	0 423,691,919	0	24,862,936	▲ 24,862,936	▲ 24,862,936	▲ 6,709,046	▲ 31,571,982		
	更正処分及び課税決定処分	R2・4・27	392,307,000	392,307,332 0	24,715,341	24,862,936	▲ 147,595	▲ 147,595	▲ 39,827	▲ 187,422	31,384,500 31,380,000	過少申告加算税 4,682,000
	審査請求	R2・7・22										
	裁決	R4・3・23										
平成29年12月課税期間	確定申告	H30・2・27	0	0 1,242,949,335	0	78,178,125	▲ 78,178,125	▲ 78,178,125	▲ 21,095,684	▲ 99,273,809		
	更正処分及び課税決定処分	R2・4・27	1,150,879,000	1,150,879,013 0	72,505,377	78,178,125	▲ 5,672,748	▲ 5,672,748	▲ 1,530,741	▲ 7,203,489	92,070,200 92,070,000	過少申告加算税 13,785,500
	審査請求	R2・7・22										
	裁決	R4・3・23										
平成30年3月課税期間	確定申告	H30・5・30	0	0 1,140,760,180	0	70,007,317	▲ 70,007,317	▲ 70,007,317	▲ 18,890,863	▲ 88,898,180		
	更正処分及び課税決定処分	R2・4・27	1,056,259,000	1,056,259,425 0	66,544,317	70,007,317	▲ 3,463,000	▲ 3,463,000	▲ 934,460	▲ 4,397,460	84,500,700 84,500,000	過少申告加算税 12,650,000
	審査請求	R2・7・22										
	裁決	R4・3・23										
平成30年6月課税期間	確定申告	H30・8・30	0	0 2,143,053,042	0	134,451,953	▲ 134,451,953	▲ 134,451,953	▲ 36,280,685	▲ 170,732,638		
	更正処分及び課税決定処分	R2・4・27	1,984,308,000	1,984,308,372 0	125,011,404	134,451,953	▲ 9,440,549	▲ 9,440,549	▲ 2,547,449	▲ 11,987,998	158,744,600 158,740,000	過少申告加算税 23,786,000
	審査請求	R2・7・22										
	裁決	R4・3・23										
平成30年9月課税期間	確定申告	H30・11・30	0	0 1,732,951,030	0	98,155,432	▲ 98,155,432	▲ 98,155,432	▲ 26,486,386	▲ 124,641,818		
	更正処分及び課税決定処分	R2・4・27	1,604,584,000	1,604,584,287 0	101,088,792	98,155,432	2,933,300	2,933,300	791,500	3,724,800	128,366,500 128,360,000	過少申告加算税 19,229,000
	審査請求	R2・7・22										
	裁決	R4・3・23										

※ 「納付すべき消費税額」欄及び「地方消費税の納付すべき課税割額」欄の▲印は、還付金の額に相当する税額を示し、「地方消費税の課税標準となる消費税額」欄の▲印は、控除不足還付税額を示す。

消費税等の経緯

別紙 4

(単位:円)

課税 期間	区分	年月日	課税標準額	課税売上額	消費税額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	地方消費税の 納付すべき 課税割額	納付すべき 消費税等の 合計税額	差引納付すべき税額	加算税区分
				免税売上額							加算税の基礎と なる金額	加算税額
平成 30年 12月 課税 期間	確 定 申 告	R31・2・27	0	0 2,012,057,558	0	136,477,899	▲ 136,477,899	▲ 136,477,899	▲ 36,827,369	▲ 173,305,268		
	更 正 処 分 及び 賦課決定処分	R2・4・27	1,863,016,000	1,863,016,257 0	117,370,008	136,477,899	▲ 19,107,891	▲ 19,107,891	▲ 5,156,097	▲ 24,263,988	149,041,200	過少申告加算税
	審 査 請 求	R2・7・22	全部取消し									
	裁 決	R4・3・23	棄却									
平成 31年 3月 課税 期間	確 定 申 告	R1・5・31	0	0 2,860,100,209	0	156,904,472	▲ 156,904,472	▲ 156,904,472	▲ 42,339,301	▲ 199,243,773		
	更 正 処 分 及び 賦課決定処分	R2・4・27	2,648,240,000	2,648,240,934 0	166,839,120	156,904,472	9,934,600	9,934,600	2,680,700	12,615,300	211,859,000	過少申告加算税
	審 査 請 求	R2・7・22	全部取消し									
	裁 決	R4・3・23	棄却									
令和 元年 6月 課税 期間	確 定 申 告	R1・8・30	0	0 3,055,720,840	0	184,967,994	▲ 184,967,994	▲ 184,967,994	▲ 49,911,998	▲ 234,879,992		
	更 正 処 分 及び 賦課決定処分	R2・4・27	2,829,371,000	2,829,371,148 0	178,250,373	184,967,994	▲ 6,717,621	▲ 6,717,621	▲ 1,812,691	▲ 8,530,312	226,349,600	過少申告加算税
	審 査 請 求	R2・7・22	全部取消し									
	裁 決	R4・3・23	棄却									

※ 「納付すべき消費税額」欄及び「地方消費税の納付すべき課税割額」欄の▲印は、還付金の額に相当する税額を示し、「課税標準となる消費税額」欄の▲印は、控除不足還付税額を示す。

本件各課税期間の消費税等の課税標準等及び税額等

(単位:円)

課税期間	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	地方消費税の課税標準となる消費税額	地方消費税の納付すべき譲渡割額	納付すべき消費税等の合計税額
平成29年3月課税期間	77,678,000	4,893,714	8,684,878	▲ 3,791,164	▲ 3,791,164	▲ 1,023,012	▲ 4,814,176
平成29年6月課税期間	174,753,000	11,009,439	12,697,186	▲ 1,687,747	▲ 1,687,747	▲ 455,423	▲ 2,143,170
平成29年9月課税期間	392,307,000	24,715,341	24,862,936	▲ 147,595	▲ 147,595	▲ 39,827	▲ 187,422
平成29年12月課税期間	1,150,879,000	72,505,377	78,178,125	▲ 5,672,748	▲ 5,672,748	▲ 1,530,741	▲ 7,203,489
平成30年3月課税期間	1,056,259,000	66,544,317	70,007,317	▲ 3,463,000	▲ 3,463,000	▲ 934,460	▲ 4,397,460
平成30年6月課税期間	1,984,308,000	125,011,404	134,451,953	▲ 9,440,549	▲ 9,440,549	▲ 2,547,449	▲ 11,987,998
平成30年9月課税期間	1,604,584,000	101,088,792	98,155,432	2,933,300	2,933,300	791,500	3,724,800
平成30年12月課税期間	1,863,016,000	117,370,008	136,477,899	▲ 19,107,891	▲ 19,107,891	▲ 5,156,097	▲ 24,263,988
平成31年3月課税期間	2,648,240,000	166,839,120	156,904,472	9,934,600	9,934,600	2,680,700	12,615,300
令和元年6月課税期間	2,829,371,000	178,250,373	184,967,994	▲ 6,717,621	▲ 6,717,621	▲ 1,812,691	▲ 8,530,312

※ 「納付すべき消費税額」欄及び「地方消費税の納付すべき譲渡割額」欄の金額は、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。なお、▲印は、還付金の額に相当する税額を示し、「地方消費税の課税標準となる消費税額」欄の▲印は、控除不足還付税額を示す。

本件各賦課決定処分について

(単位: 円)

課税 期間	①納付すべき 消費税等の 合計税額 (注1)	②確定申告額 (注2)	③差引納付すべ き税額 (①-②) (注3)	④加算税の基礎となる金額(注4)	⑥加算 税率	加算税区分
				⑤上記のうち通則法第65条2項の 規定によるもの		加算税額 (④×⑥+⑤×⑥)
平成 29年 3月 課税 期間	▲ 4,814,176	▲ 11,028,416	6,214,200	6,210,000	10%	過少申告加算税
				5,710,000	5%	906,500
平成 29年 6月 課税 期間	▲ 2,143,170	▲ 16,123,410	13,980,200	13,980,000	10%	過少申告加算税
				13,480,000	5%	2,072,000
平成 29年 9月 課税 期間	▲ 187,422	▲ 31,571,982	31,384,500	31,380,000	10%	過少申告加算税
				30,880,000	5%	4,682,000
平成 29年 12月 課税 期間	▲ 7,203,489	▲ 99,273,809	92,070,200	92,070,000	10%	過少申告加算税
				91,570,000	5%	13,785,500
平成 30年 3月 課税 期間	▲ 4,397,460	▲ 88,898,180	84,500,700	84,500,000	10%	過少申告加算税
				84,000,000	5%	12,650,000
平成 30年 6月 課税 期間	▲ 11,987,998	▲ 170,732,638	158,744,600	158,740,000	10%	過少申告加算税
				158,240,000	5%	23,786,000
平成 30年 9月 課税 期間	3,724,800	▲ 124,641,818	128,366,500	128,360,000	10%	過少申告加算税
				127,860,000	5%	19,229,000
平成 30年 12月 課税 期間	▲ 24,263,988	▲ 173,305,268	149,041,200	149,040,000	10%	過少申告加算税
				148,540,000	5%	22,331,000
平成 31年 3月 課税 期間	12,615,300	▲ 199,243,773	211,859,000	211,850,000	10%	過少申告加算税
				211,350,000	5%	31,752,500
令和 元年 6月 課税 期間	▲ 8,530,312	▲ 234,879,992	226,349,600	226,340,000	10%	過少申告加算税
				225,840,000	5%	33,926,000

(注1) 別表3「納付すべき消費税等の合計税額」の金額。

(注2) 別表1「確定申告」欄の「納付すべき消費税等の合計税額」欄の金額。なお、▲印は、還付金の額に相当する税額を示す。

(注3) 通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。

(注4) 通則法65条1項の規定によるもの。

本件各処分 of 根拠及び適法性

1 本件各更正処分 of 根拠

(1) 課税標準額

本件送付取引については、消費税法施行規則 5 条 1 項 1 号に定める書類（以下「輸出許可書」という。）の保存がされておらず、消費税法 7 条 1 項（以下、この規定を「輸出免税規定」という。）の適用要件を満たさない。よって、本件送付取引に係る売上高には輸出免税規定は適用されず、原告が本件各還付申告において免税売上げに当たるとして申告していた本件送付取引による売上げに係る消費税等は免除されないことになる。

したがって、原告が平成 29 年 3 月課税期間 of 免税売上額として申告した 9906 万 8602 円（別紙 4 の「確定申告」欄 of 「免税売上額」）のうち本件送付取引に係る売上高 8389 万 3252 円（免税売上額から平成 29 年 3 月課税期間におけるコンテナによる中華人民共和国（以下「中国」という。）への輸出取引（以下「本件コンテナ輸出取引」という。）に係る取引額を控除したもの。別紙 5 の「平成 29 年 3 月課税期間」欄 of 「本件送付取引に係る売上高（税込金額）」欄 of 金額）、原告が平成 29 年 6 月課税期間 of 免税売上額として申告した 2 億 2148 万 9712 円（別紙 4 の「確定申告」欄 of 「免税売上額」欄）のうち本件送付取引に係る売上高 1 億 8873 万 4262 円（免税売上額から平成 29 年 6 月課税期間における本件コンテナ輸出取引に係る取引額を控除したもの。別紙 5 の「平成 29 年 6 月課税期間」欄 of 「本件送付取引に係る売上高（税込金額）」欄 of 金額）、平成 29 年 9 月課税期間から令和元年 6 月課税期間までの各課税期間に対応する別紙 4 「確定申告」欄 of 「免税売上額」欄 of 金額の全額に対し、108 分の 100 を乗じて算出した金額を別紙 4 の本件各課税期間 of 「確定申告」欄 of 各課税売上額に加算した金額が、本件各課税期間における課税標準額（ただし、通則法 118 条 1 項により 1000 円未満 of 端数金額を切り捨てた後のもの）となる（別紙 5 及び別紙 6 の本件各課税期間 of 「課税標準額」欄記載 of 各金額）。

(2) 課税標準額に対する消費税額

課税標準額に、消費税法 29 条（平成 24 年法律第 69 号により改正され、令和元年 10 月 1 日に施行される前のもの）に規定する税率 100 分の 6.3 を乗じた金額が、本件各課税期間における課税標準額に対する消費税額である（別紙 6 の本件各課税期間 of 「消費税額」欄記載 of 各金額）。

(3) 控除対象仕入税額

本件各還付申告書の「控除対象仕入税額④」欄に記載された金額と同額である（別紙 6 の本件各課税期間 of 「控除対象仕入税額」欄記載 of 各金額）。

(4) 納付すべき消費税額

課税標準額に対する消費税額から、控除対象仕入税額を差し引いた後の金額（ただし、通則法 119 条 1 項により 100 円未満 of 端数金額を切り捨てた後のもの）である（別紙 6 の本件各課税期間 of 「納付すべき消費税額」欄記載 of 各金額）。

(5) 地方消費税 of 課税標準となる消費税額

納付すべき消費税額（上記（4） of 金額）と同額である（地方税法 72 条 of 82）。

具体的には、本件各課税期間 of 地方消費税 of 課税標準額となる消費税額は、別紙 6 の「地

方消費税の課税標準となる消費税額」欄記載の金額である。

(6) 地方消費税の納付すべき譲渡割額

地方消費税の課税標準となる消費税額に対して、地方税法72条の83（平成24年法律第69号により改正され、令和元年10月1日に施行される前のもの）の税率63分の17を乗じた金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

具体的には、本件各課税期間の地方消費税の納付すべき譲渡割額は、別紙6の「地方消費税の納付すべき譲渡割額」欄記載の金額である。

(7) 納付すべき消費税等の合計税額

納付すべき消費税額及び地方消費税の納付すべき譲渡割額の合計額である。

具体的には、本件各課税期間の納付すべき消費税等の合計税額は、別紙6の「納付すべき消費税等の合計税額」欄記載の金額である。

2 本件各更正処分の適法性

原告の本件各課税期間の納付すべき消費税等の金額は、それぞれ上記1のとおりであるところ、これらの金額は本件各更正処分における本件各課税期間の納付すべき消費税額等と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

3 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

上記2で述べたとおり、本件各更正処分はいずれも適法であり、また、更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて、正当な理由（通則法65条（令和3年法律第11号による改正前のもの）4項1号）があるとは認められない。

そして、本件各更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、本件各更正処分に基づき新たに納付すべき税額、いわゆる増差税額（ただし、通則法118条3項により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別紙7の「④加算税の基礎となる金額」欄記載の金額）を計算の基礎とし、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額と同条2項に基づき上記増差税額から50万円を控除した残額（別紙7の「⑤上記のうち通則法65条2項の規定によるもの」欄記載の金額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額の合計額（別紙7の本件各課税期間の「加算税額」欄記載の金額）であり、これは、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（別紙4の本件各課税期間の「更正処分及び賦課決定処分」の「加算税額」欄記載の金額）と同額であるから、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

以 上

争点に関する当事者の主張

1 争点（１）（消費税法施行規則 5 条の合憲性及び適法性）について

【被告の主張】

- （１）ア 消費税法施行規則 5 条 1 項 2 号は、「郵便物（関税法第 7 6 条第 1 項（中略）に規定する郵便物に限る。）」との規定から明らかなとおり、関税法 7 6 条 1 項の規定をそのまま引用しているにすぎず、関税法に再委任したものではない。
- イ 消費税法施行規則 5 条 1 項は、輸出免税規定（消費税法 7 条 1 項）を前提とし、その適用を受けるためには一定の事実の証明を要すると定めた消費税法 7 条 2 項の委任に基づき、その証明方法という技術的細目的事項を定めるものとどまる。したがって、消費税法施行規則 5 条 1 項は、郵便物に対する輸出免税規定の適用について実質的要件を付加した規定ではない。
- （２）消費税法施行規則 5 条 1 項は、一義的で明確であって、不確定概念（抽象的・多義的概念）を含むものではないから、課税要件明確主義（憲法 8 4 条）に反するものではない。

【原告の主張】

- （１）ア 消費税法は、国際的二重課税の回避や税制の国際的競争中立性の確保という観点から、仕向地主義を採用している。したがって、輸出免税規定は、輸入国で課税するという仕向地主義の考え方を前提とする限り、必須のものであるから、資産の譲渡が輸出によるものであれば、価格の多寡にかかわらず消費税を免税とすべきであり、輸出免税規定の対象となる郵便物の定めを消費税法 7 条 2 項より委任された消費税法施行規則 5 条 1 項 2 号は、その要件を価格の多寡にかかわらず輸出免税規定が適用されるように規定すべきである。
- それにもかかわらず、関税法 6 7 条、7 6 条 1 項を援用した消費税法施行規則 5 条 1 項は、郵便物について、価格が 2 0 万円以下のもののみに輸出免税規定の適用を認め、2 0 万円を超えるものには輸出免税規定の適用を認めないとして、「2 0 万円以下」という、輸出免税の実質的要件を付加しており、消費税法の委任の趣旨に反し、委任の範囲を逸脱するものとして違法であり、かつ、違憲である。
- イ 消費税法 7 条 2 項は、輸出免税の適用について、「省令で定めるところにより証明がなされたもの」と規定している。それにもかかわらず、消費税法施行規則 5 条は、その内容の規定を同施行規則（省令）において規定せず、関税法（法律）に再委任しており、委任規定による委任命令の法形式の特定に違反している。
- （２）上記（１）アのとおり、消費税法は、価格の多寡にかかわらず、免税されると明定されているにもかかわらず、その要件（殊に郵便物による輸出における要件）が、消費税法から消費税法施行規則へ、さらに同施行規則から関税法へ転々と委任されている。このような輸出免税規定は、一般国民にとって到底理解できるものではなく、消費税法施行規則及び関税法は、法律課税明確主義に違反する。
- そうすると、消費税法施行規則 5 条 1 項 2 号により援用された関税法 7 6 条 1 項に規定された「郵便物その価格（輸入されるものについては、課税標準となるべき価格）が 2 0 万円を超えるもの」については、文理解釈によれば、上記のとおり、違憲であることは明らかで

あるので、これを避けるため、関税法76条1項につき、単に「郵便物」と解釈するか、あるいは、「郵便物として国外に送付された貨物」と解釈するなどすれば、消費税法の委任の範囲内にとどまることになる（合憲限定解釈）。しかるに、このような合憲限定解釈をせずになされた本件各処分は、違法・違憲であり、無効である。

- 2 争点（2）（本件送付取引が、国内において事業者が行った資産の譲渡等（消費税法4条1項）に該当し、かつ、消費税法7条1項1号の適用があるか否か）について

【被告の主張】

- （1）本件送付取引が消費税法4条1項の「国内において事業者が行った資産の譲渡等」に該当し、消費税法上の課税対象になること

ア 消費税法上の課税対象につき定めた消費税法4条1項の「国内において事業者が行った資産の譲渡等」の内容等について

（ア）消費税法上の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法4条1項）に該当するといえるためには、①国内において行うものであること、②事業者が事業として行うものであること、③対価を得て行われるものであること、④資産の譲渡等のうち特定資産の譲渡等（消費税法2条1項8号の2）に該当しないものであることをいずれも満たす必要があり、本件送付取引については、上記①及び③に該当するか否かが問題となる。

（イ）「資産の譲渡」が、「国内において」（同法4条1項）行われたかどうかの判定は、資産の譲渡が行われる時において当該資産が所在していた場所が国内にあるかどうかにより行うものとされている（同条3項1号）。そして、このうち、資産の譲渡が行われる時とは、原則としてその譲渡の目的物の引渡しの時をいい、当該目的物の引渡場所が国内であるかどうかを基準として国内取引に該当するかどうかを判定することとなる。

- イ 本件送付取引が消費税法4条1項の「国内において事業者が行った資産の譲渡等」に該当し、消費税法上の課税対象になること

（ア）本件送付取引は、原告が日本国内で仕入れた商品を、国際郵便（国際小包郵便物及びEMS郵便物）により中国国内の宛先に送付するというものである。原告は、本件送付取引に係る売上げを売上表（以下「本件売上表」という。）を作成して管理している。原告の総勘定元帳（以下「本件総勘定元帳」という。）に計上された本件送付取引に係る売上高は、本件売上表に基づくものであり、本件総勘定元帳に記載された売上高が、本件送付取引に係る実際の売上高である。また、本件売上表の各欄の記載内容について、「日期」（日付け）欄は、本件送付取引に係る国際小包郵便伝票及びEMS伝票（以下「本件郵便物伝票」という。）の受付年月日、「単号」（記号番号）欄は、本件郵便物伝票の「お問い合わせ番号」、「姓名」欄は、本件郵便物伝票の「お届け先」欄の氏名とそれぞれ符合し、本件売上表の「姓名」欄の記載内容は、売上先（送付先）、「金額」欄の記載内容は、送付した商品の売上金額をそれぞれ意味している。

以上からすれば、原告は、本件送付取引につき、その対象である商品の発送を行った日（本件郵便物伝票の受付年月日）を基準として、それぞれ、当該各取引に係る実際の売上金額の名目で、一定額を計上していたことが認められる。

そうすると、実際の売上金額の名目で計上された一定の金額は、原告が、本件送付取引において、対象となる商品を送付し、これを譲渡したことの対価というべきものであるから、本件送付取引は、「事業として対価を得て行われる」（消費税法2条1項8号）

ものといえ、原告が本件各還付申告において前提としていたように、消費税法4条1項の「資産の譲渡」に該当する。

(イ) 本件送付取引は、原告が日本国内で仕入れた商品を、国際郵便により中国国内の宛先に送付するというものである。本件送付取引においては、国際郵便が利用されていること等からすると、国際郵便による商品の発送手続を完了することによって、目的物である商品の引渡しが行われているといえる。よって、本件送付取引における譲渡の目的物である商品の引渡場所は、原告が商品の発送手続を完了した場所であり、いずれも日本国内である。

(2) 本件送付取引が委託販売契約であるとはいえないこと

原告が提出する委託販売契約書（以下「本件委託販売契約書」といい、同契約書に係る契約を「本件委託販売契約」という。）は、本件送付取引（平成29年1月から令和元年6月まで）から相当期間（約1年4か月ないし約3年9か月）が経過した令和2年10月頃以降に作成されたものである。また、原告の税務代理人である甲税理士（以下「甲税理士」という。）は、作成日の約半年前に当たる令和2年2月の時点で、久留米税務署の本件税務調査の担当者（以下「本件税務調査担当者」という。）から、原告が主張する委託販売に係る具体的な取引内容に関する説明やこれを裏付ける書類の確認を求められたが、その詳細を説明できなかった上、委託販売の内容等を確認できる契約書等の書類を提出しなかったものであり、本件委託販売契約書は、このような本件税務調査担当者とのやりとりを踏まえた上で、殊更に作成されたものと考えられる。

また、本件総勘定元帳及び本件売上表には、本件送付取引が委託販売であることをうかがわせる記載は存在しない。

したがって、本件委託販売契約書の内容を裏付ける証拠はなく、本件送付取引は委託販売契約であるとはいえない。

(3) 本件送付取引に係る資産の譲渡については、消費税法施行規則5条1項所定の書類又は帳簿が保存されていないため、輸出免税規定が適用されないこと

本件送付取引に係る資産の譲渡は、その対象となる郵便物（商品）が、その価格がいずれも20万円を超えるため、関税法76条1項に規定する郵便物には当たらない。

そうすると、本件送付取引に係る商品（貨物）の輸出は、原則どおり、関税法67条に規定する税関長に対する輸出申告等の対象となるため、これに輸出免税規定（消費税法7条1項1号）の適用を受けるには、消費税法施行規則5条1項1号に規定された輸出許可書の保存が必要であり、同項2号に規定された簡易なものを保存するだけでは足りない。

しかしながら、原告は、本件送付取引において、対象となる商品を、国際小包郵便物及びEMS郵便物として送付しており、その郵便物の価格が20万円以下であるとして、税関長に対する輸出申告等をしておらず、消費税法施行規則5条1項1号の輸出許可証を取得しておらず、本件税務調査においても当該輸出許可証を提示しなかった。

したがって、本件送付取引に係る資産の譲渡については、輸出許可証の保存がされておらず、消費税法施行規則5条1項1号の証明がないため、消費税法7条2項により、輸出免税規定（同条1項）の適用はない。

(4) 小括

以上のとおり、本件送付取引は、消費税法4条1項の「国内において事業者が行った資産

の譲渡等」に該当するが、消費税法7条1項1号の適用はない。

【原告の主張】

(1) 本件送付取引が委託販売契約であること

本件送付取引は、「販売」（売買）によるものではなく、「委託販売」に基づくものである。原告は、委託者として、受託者と本件委託販売契約を締結し、これに基づいて、受託者に商品販売の委託をし、受託者からの保証金の入金確認後、受託者又はその指定する送付先宛に本件商品等を送付している。

委託販売契約は、委託者と受託者との間で、受託者が委託者の供給する商品を、受託者の名をもって、委託者の計算において、第三者に販売し、これに対し、委託者が受託者に報酬を支払うことを約する契約をいう。受託者は、自己の名をもって、第三者（買主）へ商品を販売する。これらの契約によって、商品の所有権は委託者（売主）から第三者（買主）に移転し、会計学的には、売主と買主の間において販売が成立する。

(2) 本件送付取引は「資産の譲渡」に当たらないこと

ア 委託販売契約の法的性質は、民法上の「委任」である。したがって、委託者（売主）から受託者に対する商品の交付は、委任に基づくものであって売買によるものではないから、委託者が仮に対価を受け取ったとしても、消費税法上の「資産の譲渡」によるものではない。

本件送付取引において、原告が受託者宛に商品を送付した場合は、商品販売を委託した相手である受託者に対して商品を送付したものであり、商品を販売したことによる送付ではない。したがって、「資産の譲渡」ではない。

イ 受託者は、委託販売契約締結後、自己の名をもって、すなわち自ら売主となって、かつ、委託者の計算によって買主に商品を販売する。この法的性質は、民法上の（他人の物の）「売買」であり、かつ、商法上の「取次」である。したがって、受託者と第三者（買主）の売買（取次）についての消費税法上の関係は、専ら、中国の課税官庁と受託者との間において生ずるのであって、その契約外である委託者が消費税の納税義務者となることはない。

本件送付取引において、原告が受託者の指定する場所に対して商品を送付した場合は、受託者が販売したことによるものであって、原告が販売したことによるものではないから、原告において「資産の譲渡」をしたのではなく、かつ、中国において譲渡されており、「国内において」資産の譲渡があったものではない。

(3) 本件送付取引は、仮に消費税法の課税対象になるとしても、消費税法7条1項1号の適用があること

本件送付取引は、仮に消費税法の課税対象になるとしても、関係規定を上記1【原告の主張】(2)のように解釈すれば、本件送付取引に係る資産の譲渡で「郵便物」として当該資産を輸出した場合に当たり、これにつき本件売上表等を整理し、保存していたから、輸出免税規定（消費税法7条1項）の適用がある。

(4) 小括

以上のとおり、本件送付取引は、消費税法上の課税対象にならず、仮に消費税法の課税対象になるとしても、消費税法7条1項1号の適用がある。

3 争点（3）（本件各処分的前提となる本件税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があ

るか否か) について

【被告の主張】

以下のとおり、本件税務調査の手續に違法はない。

- (1) 本件税務調査担当者は、原告代表者及び甲税理士に対し、法定の通知事項（通則法 7 4 条の 9 第 1 項、通則法施行令 3 0 条の 4）をそれぞれ伝えており、原告従業員に対し、事前通知を行った事実はない。
- (2) 本件税務調査において調査の対象となった帳簿書類等は、甲税理士らから直接提示を受けたものに限られており、原告又はその税務代理人が承諾していなかった課税期間の帳簿書類等を収集した事実はない。
- (3) 質問検査等の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、質問検査等の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限のある税務職員の合理的な選択に委ねられていると解される。本件税務調査担当者は、甲税理士に対し、本件送付取引が委託販売契約であるとの原告の主張につき、委託販売の具体的な取引内容の説明やこれを裏付ける書類等の有無を確認するなどし、これに対し、甲税理士からは、上記説明や書類等の提出はされていない。そうすると、本件税務調査担当者において、この点につきそれ以上の質問等をしなかったことは、権限のある税務職員の合理的な選択に委ねられた範囲内における相当な判断といえるから、本件税務調査の適法性に影響するものではない。

【原告の主張】

以下のとおり、本件税務調査の手續には違法があるので、本件税務調査を踏まえてされた本件各処分は、取り消されるべきである。

- (1) 本件税務調査担当者は、令和元年 9 月 2 5 日に本件税務調査を開始するに当たり、日本語の理解力の乏しい原告従業員に対し、通訳を介することなく、事前通知を行った。
- (2) 任意調査において調査することができる書類は、原告又はその税務代理人が承諾して提出又は提示したものに限られる。

甲税理士は、令和元年 6 月課税期間に限って、帳簿書類等の閲覧複写を認めていた。それにもかかわらず、本件税務調査担当者は、令和元年 6 月課税期間だけでなく本件各課税期間の帳簿書類等も閲覧複写した。

したがって、本件税務調査担当者が閲覧複写した本件各課税期間（ただし、令和元年 6 月課税期間を除く。）の帳簿書類等は、原告の税務代理人の承諾を得ないものであり、任意調査の範囲を超えるものである。

- (3) 原告は、令和元年 1 2 月 1 2 日以降、本件送付取引の販売形態は委託販売であって、消費税法 3 1 条 2 項に規定された国内以外の地域における資産の譲渡等のための輸出であることを主張したにもかかわらず、そのことについて、処分行政庁は、何ら調査していない。

4 争点 (4) (本件各処分に係る理由付記が違法であるか否か) について

【被告の主張】

- (1) 行政手続法（以下「行手法」という。） 1 4 条 1 項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁平成●●年（○○）第●

●号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁)。

(2) 処分行政庁は、不利益処分である本件各処分の理由につき、本件各通知書において、具体的に、法律上の根拠である関係法令等及び判断の根拠となる事実を記載して、いかなる事実に基づき、いかなる法令を適用して処分したのかを了知し得る程度に明らかにしている。よって、当該記載により、処分行政庁の判断の根拠が、その基礎となる事実関係を摘示して具体的に示されているといえる。

そうすると、本件各通知書に記載された不利益処分の理由は、行手法14条1項本文の趣旨目的を充足しており、不利益処分の理由付記として欠けるところはなく、行手法14条1項に違反するものではないというべきである。

【原告の主張】

処分行政庁は、本件送付取引について、輸出免税規定の適用はないものとして本件各処分を行ったが、輸出免税規定の適用がないのであれば、課税売上げであることの根拠が必要であるが、本件各通知書には、①本件送付取引が国内における「資産の譲渡」に該当すること、すなわち、譲渡日、譲渡先の名称、譲渡した商品名、譲渡金額、譲渡金額の決済方法等、及び②譲渡時の「資産の所在」が国内であることにつき、その根拠が記載されていない。

したがって、処分行政庁の行った本件各更正処分の理由付記は、不十分なものである。

以上

